

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|             |  |
|-------------|--|
| インシデント種類    | 座洲   |
| 発生日時        | 令和2年6月7日 14時30分ごろ  |
| 発生場所        | 新潟県糸魚川市親不知海岸<br>姫川港沖防波堤東灯台から真方位242° 4.5海里付近<br>(概位 北緯37° 01.1' 東経137° 46.0')   |
| インシデントの概要   | プレジャーボートREALは、漂流中、座洲した。  |
| インシデント調査の経過 | 令和2年6月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取手続実施済  |
| 事実情報        |  |
| 船種船名、総トン数   | プレジャーボート REAL、5トン未満（長さ5.37m）   |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 235-37422長野、個人所有   |
| 乗組員等に関する情報  | 船長、一級小型・特殊   |
| 負傷者         | なし   |
| 損傷          | なし   |
| 気象・海象       | 気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好<br>海象：波向 西～北北東、波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期   |
| インシデントの経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りを行ったのち、港に向けて帰航中、海岸線から北方約15m沖で機関を停止して漂流し、燃料を補給していたところ、風波に圧流され、海岸に座洲した。<br>船長は、自力で離礁することができなかつたので、118番通報を行って救助を要請したのち、同乗の知人とともに徒歩で上陸した。<br>本船は、日出を待って船固めが行われ、のちに漁船によって引き出され、えい航されて入港した。 |
| 分析          | 本船は、帰航中、燃料を補給する目的で海岸線から北方約15m沖で機関を停止して漂流したことから、風波に圧流されて海岸に座洲したものと考えられる。  |
| 原因          | 本インシデントは、本船が、帰航中、燃料を補給する目的で海岸線から北方約15m沖で機関を停止して漂流したため、風波に圧流されて海岸に座洲したものと考えられる。   |
| 再発防止策       | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。<br>・小型船舶の船長は、海岸付近で漂流する場合は、風波による圧流を考慮し、浅所や海岸から十分に距離を離して機関を停止すること。<br>・小型船舶の船長は、出航前に、予定する航行に十分に足る燃料を搭載しておくこと。   |